

東馬込二丁目がけ崩れに関する行政代執行の実施について

大田区東馬込二丁目1番のがけ崩落現場において、区が発した行政代執行法に基づく戒告の履行期限までに土地所有者等による安全対策工事が行われなかったため、区は行政代執行により本件建築物の倒壊を防ぐため、本建築物を支える地盤を安定させる工事に着手しました。

令和5年9月22日（金）



・東馬込二丁目のがけ崩落現場において行政代執行に着手



・大田区京浜島防災機材センターの敷地内で大型土のうの製作を開始

1 工事内容 別紙のとおり

2 工事工程

令和5年9月22日(金) 京浜島で大型土のうの製作を開始

令和5年9月28日(木) 東馬込二丁目に大型土のうを設置予定

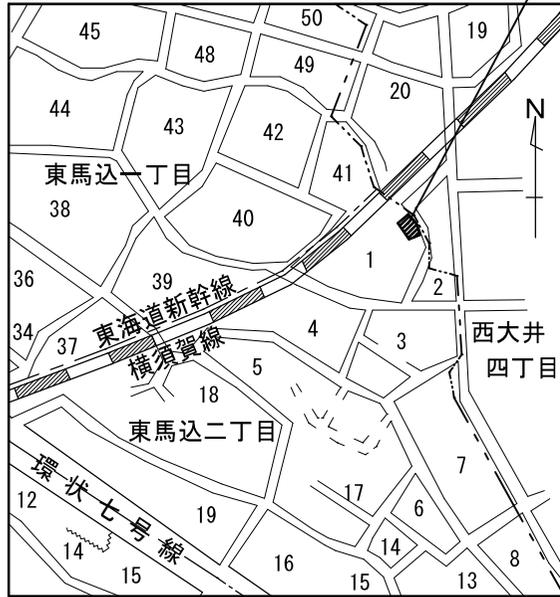
令和5年10月4日(水) 流動化処理土打設予定

令和5年10月20日(金) 工事終了予定

大田区東馬込二丁目 1 番がけ崩落防止対策工事

(別紙)

工事場所：大田区東馬込二丁目 1 番

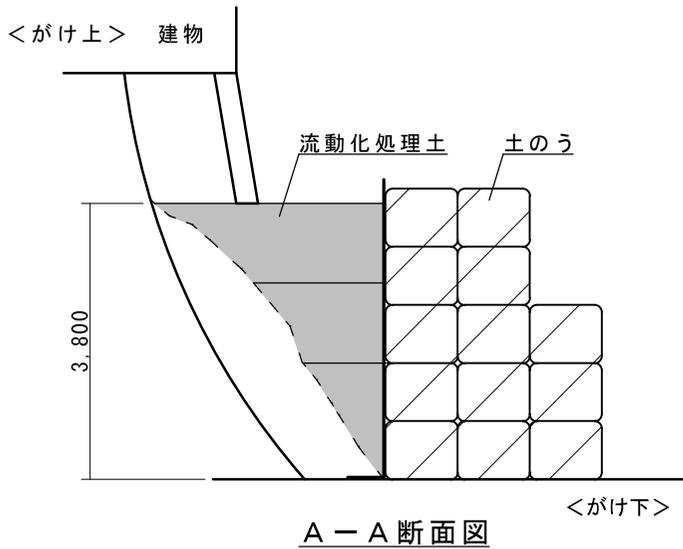


案内図

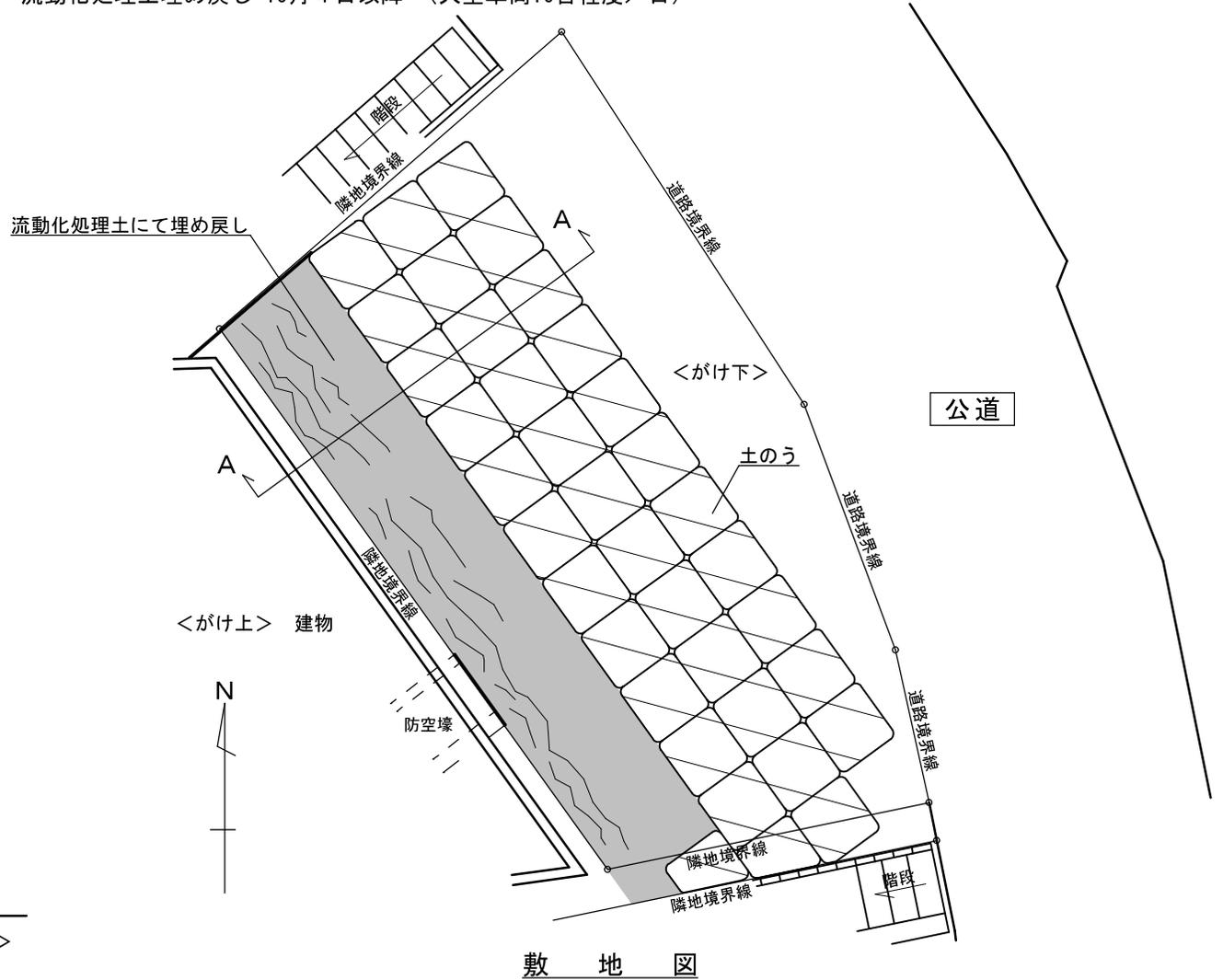
- 工事概要 がけ崩落防止対策工事
- 工事期間 令和5年9月22日から令和5年10月20日まで
- 工事予定金額 18,709,900円(税込) ※本対策工事費に限る。

<主な工事内容等>

- ・大型土のう作成 (1m×1m×0.8m) 156袋【京浜島防災機材センターにて作製】 9月22日～
- ・道路法に基づく既設大型土のう等撤去 9月28日～
- ・大型土のう運搬・設置 9月28日～ (大型車両15台程度/日)
- ・流動化処理土埋め戻し 10月4日以降 (大型車両10台程度/日)



A-A断面図



敷地図